

第 20 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 2 月 25 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 12 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 大会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
議案第 1 号	農業経営基盤強化促進 18 条 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村	一久
事務局次長	野田	勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第20回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

今回も、新型コロナウイルス対策として、いわゆる三密を避けるため、この大会議室で開催しておりますことをご了承ください。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、1番の前谷篤代理と、2番の角丸章委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号をご説明いたします。これは、農地の相続を報告するものです。

届出者は[]、土地の所在は、北光322番10、地目は公簿・現況とも田、面積115㎡の1筆です。令和3年12月30日、相続により所有権を取得されました。2月8日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせん希望は無し、既に専決処分としています。図面は第1号図に示しています。

この案件は、届出者の父親である[]が亡くなられて、長男である[]が相続されたものですが、何故か1筆115㎡のみとなっています。この点について経過を確認したところ、平成5年に、[]から[]に他の全ての農地、約6.2haが贈与されていますが、この1筆だけが贈与されておらず、その理由は定かではありませんでした。いずれにしても、今回の相続で、進さんが所有していた全ての土地が[]の所有になったことを確認しております。

以上、報告第1号の説明といたします。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 ではご説明します。農業者年金に関する報告が2件ございます。

1件目は農業者年金死亡関係届です。今程の報告第1号に関連しますが、昨年12月30日に[]が亡くなったことに伴い、長男である[]より届出がありました。

2件目は、農業者年金政策支援加入申込です。昨年、新規就農した[]が1月20日に申出しております。書類上の名称が「政策支援加入申込」となっていますが、農業者年金本体にも初めて加入し、併せて政策支援の加入も申し込むものです。これまでの担当委員の勧めもあり、この度、新規の加入に至りました。

以上、2件とも既に専決処分としましたことをご報告いたします。

会長 只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長
全員
会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番から3番までを審議します。この3件は井上委員が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますよう併せてお願いいたします。

< []退席 >

会長
事務局

それでは、事務局より説明願います。

では、1番から3番までご説明いたします。

この内1番と2番は、昨年末に賃貸借の期間が終了し再契約する案件で、3番は新たに契約するものでございます。

まず1番、計画番号は令和3年度貸第14号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼西地区農用地利用改善組合、組合長、伊藤政勝さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は[]、農地の所在等は西豊沼262番1、地目は公簿・現況とも田、面積9,808㎡、以下、記載のとおり合計10筆、39,100㎡、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額508,300円、これは水張面積に単価13,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和6年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第2号図に示しています。この案件の要件確認は、別添1の調査書のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に2番、計画番号は令和3年度貸第15号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼南地区農用地利用改善組合、組合長、東英男さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は1番と同じく[]、農地の所在等は西豊沼294番1、地目は公簿・現況とも田、面積8,000㎡、以下、記載のとおり合計4筆、26,245㎡、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額268,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和8年12月31日までの4年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別添2のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に3番、計画番号は令和3年度貸第16号、公告予定年月日は本日、申出者は2番と同じく西豊沼南地区農用地利用改善組合、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は1番・2番と同じく[]、農地の所在等は西豊沼294番3、地目は公簿・現況とも田、面積11,206㎡の1筆、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額110,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和8年12月31日までの4年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別添3のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。

先程申し上げましたとおり、この3番のみが新規の案件ですので、若干、経過をご説明します。昨年までは[]が西豊沼集落営農組合に作業を委託してそばを作っていましたが、高齢になりまして、いずれ農地を売渡すことも想定しながらまずは賃貸借を考え、改善組合や担当委員が調整した結果、この農地を挟むように隣接地を耕作している[]が借りることになったもので

す。

会長

以上、1番から3番までの説明といたします。よろしくお願いたします。
只今、議案第1号の1番から3番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

会長

それでは、続きまして、議案第1号の4番から6番までを事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。4番から6番までのうち4番と5番は再契約する案件で、6番は新たに契約するものです。

では順に計画内容を読み上げます。まず4番、計画番号は令和3年度貸第17号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼南地区農用地利用改善組合、組合長、東英男さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は[]、農地の所在等は豊沼町33番、地目は公簿・現況とも田、面積2,902㎡、以下、記載のとおり合計4筆で17,294㎡、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額207,500円、これは地積に単価12,000円を乗じたもの、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和6年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第4号図です。要件の確認は、別添4のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に5番です。計画番号は令和3年度貸第18号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主[]、農地の所在等は東豊沼19番1、地目は公簿・現況とも田、面積4,070㎡、以下、記載のとおり合計3筆で9,836㎡、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額49,000円、これは水張面積に単価7,000円を乗じたもの、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和6年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第5号図です。要件の確認は、別添5のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に6番です。計画番号は令和3年度貸第19号、公告予定年月日は本日、申出者は5番と同じく片桐幸示さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は5番と同じ[]、農地の所在等は東豊沼1番の内、地目は公簿・現況とも田、面積11,586㎡、以下、記載のとおり合計4筆で41,815.93㎡、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額255,300円、これは水張面積に単価7,786円を乗じたもの、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和5年12月31日までの1年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第6号図です。要件の確認は、別添6のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この6番が新規の案件ですので、少し経過をご説明します。まず出し手の大下さんは昨年までこの農地でそばを作っていました、収穫以降の作業は委託しており、今年以降は[]が解散する影響で作業委託ができなくなる可能

性もありました。一方、受け手の[]ですが、隣接地を借りて耕作しているため、[]の農地も耕作したい意向を持っていました。こうした状況の中、推進員の調整によりまして、[]から[]へ賃貸借することになったものです。

以上、4番から6番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第1号の4番から6番までの説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第1号の7番と8番を事務局より説明願ひます。

事務局

ご説明いたします。7番と8番はいずれも、[]が借りていた農地ですが、昨年末で契約期間が終了して、この度、新たな受け手が借りることになったものです。

ではまず7番です。計画番号は令和3年度賃第20号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は砂[]、農地の所在等は東豊沼164番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積1㎡、以下、記載のとおり合計8筆で25,819㎡、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額258,190円、これは地積に単価10,000円を乗じたもの、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から本年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は第7号図です。要件の確認は、別添7のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に8番です。計画番号は令和3年度賃第21号、公告予定年月日は本日、申出者は7番と同じく谷口秀夫さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、7番と同じ[]、農地の所在等は東豊沼340番1、地目は公簿・現況とも田、面積4,614㎡、以下、記載のとおり合計6筆で32,644㎡、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額326,440円、これは地積に単価10,000円を乗じたもの、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和6年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第7号図です。要件の確認は別添8のとおり、全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

さて、この両案件の契約に至った経過です。先程申し上げましたとおり、昨年まで[]が借り受けてそばを作っていましたが、[]が解散するため今年以降、再契約しなくなったことをご承知のとおりです。そこで推進員が地域の農業者に[]のことを周知して新たな受け手を探していたところ、対象農地に隣接する折目さんが借り受ける意向を示し、賃貸借することになったものです。

なお、[]が今年から再契約しないことになった賃貸借は7件ありまして、昨年8月から皆さんに受け手を探していただいておりますが、今回初めて、7件の内2件が新たに賃貸借できることになりました。その他の5件は、例えば、圃場が狭いなど条件が良くない農地も多く、新たな契約には至っていない状況にあります。

以上、7番と8番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第1号の7番と8番の説明がありました。ご質問・ご意見等ご

ございませんか。

全員
会長
全員
会長

事務局

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第1号の9番と10番を事務局より説明願います。

ではご説明いたします。

9番と10番は、いずれも売買の案件でございます。

まず9番。計画番号は令和3年度所第5号、公告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合、組合長、湯谷美雄さん、出し手・譲渡人は

、受け手・譲受人は、農地の所在は、北光137番3、地目は公簿・現況とも畑、面積14,156㎡、以下、記載のとおり合計2筆で15,147㎡です。対価は担当委員調整のもと双方の話し合いにより5,755,000円、これは地積に単価380,000円を乗じたもので、対価の支払い方法等は11月末日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第8号図に示しています。また、要件の確認は、別添9のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

この売買に至った経緯を申し上げますと、昨年末まではからへ賃貸借されていまして、現在、契約更新の時期でしたが、は以前から農地を手放したいと、一方のは引き続き借りるならばこの際買入れようかと考えておりまして、改善組合や担当委員の調整により、売買に至ったものです。

次に10番です。計画番号は令和3年度所第6号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の角丸章さん、出し手・譲渡人は

、受け手・譲受人は、農地の所在は、西1条南21丁目118番1、地目は公簿・現況とも田、面積17,391㎡、以下、記載のとおり合計5筆で35,357㎡、対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより6,210,000円、これは水張面積に単価190,000円を乗じたもので、対価の支払い方法等は3月末日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第9号図に示しています。また、要件の確認は、別添10のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

この売買に至った経過としましては、これまで、からや昨年1年間はに賃貸借されており、この案件も今年が契約更新の時期でしたが、が高齢などを理由に農地を売渡したいと考えていましたので、改善組合や担当委員の調整により、隣接地を耕作していたへの売買に至ったものです。

以上、9番と10番までの説明といたします。よろしく願いいたします。

会長

只今、議案第1号の9番と10番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より説明願います。

ではご説明いたします。1件のみでございます。

事務局

願出者および土地所有者は、
、土地の表示は吉野1条南1丁目14番43、地目は公簿で畑となっており、面積は266㎡、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は2月10日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第10号図に示しています。

この土地の状況についてご説明しますと、実は昭和47年に農地法第5条の転用許可を受けて一般住宅が建てられ、そのまま現在に至っておりますが、地目が「畑」のまま変更されておらず、この度、地目変更登記のため願出が出されたものです。

なお、冬の間は雪が積もって現況を確認できないことが多いことから、現況証明願は受け付けないことを基本としていますが、今回のように建物が建っている場合や森林の状態になっている場合は、雪があっても現況が明らかに農地ではないことを確認できるため、現況証明願を受け付けていることを補足させていただきます。以上です。

会長
全員
会長

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件は異議なしとしてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
会長

なし。

特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連報告（事務局長）
2. 令和3年度空知農業委員会連合会第4回役員会（事務局）
 - ・日時 令和3年2月4日（木）
 - ・形式 書面開催
 - ・対応 関尾会長の書面議決書を提出
3. 令和3年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議の中止（事務局）
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大からまん延防止等重点処置が発令されている現状等を踏まえ、中止されました。
4. 令和4年度砂川市農業委員会事業計画（事務局）
 - ・3月中旬 検討委員会の開催
(検討委員：会長、会長職務代理者、議席番号2～5番の委員)
 - ・3月25日 第21回定例総会において審議
5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、2月分を事務局に提出してください。
6. 事務局より活動記録簿の書き方に関する説明（事務局）
 - ・本定例総会終了後、事務局より活動記録簿の書き方に関する説明を

行います。

7. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。
なし。

それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。
次回は3月25日、金曜日、時間は午後1時半からです。よろしく願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員